

2006年3月24日は、日本の原発史上忘れられない日となるだろう。この日、金沢地裁は石川県志賀町の住民132人が1999年に起こした裁判の判決で、北陸電力の志賀原発が地震による事故で住民に重大な被害をもたらす現実的な危険性がある、として原発の運転を差し止める、とする判断を示した。1978年の四国の伊方原発裁判の敗訴以来33年、各地の住民が度重なる敗訴を乗り越えて到達した画期的な判決である。地震国日本において原発が成り立つのか、チェルノブイリの再来をもたらさないために速やかな脱原発への道を歩むべきではないだろうか。

差し止め判決とは

志賀原発は1号機が1993年に運転開始、この建設、運転をめぐる1988年に起こされた1次裁判では、1994年に同じ金沢地裁で敗訴し、1998年に最高裁判決で敗訴が確定した。今回の判決の対象となった2号機は今年3月15日に運転を開始したばかりである。運転開始10日後に差し止め判決が出たことは、この間の原発と地震をめぐる状況の変化を示す。判決は、現在の原発の耐震構造がこれまで国が依拠してきた基準（1978年策定）を上回る規模の地震が近年頻発していることを受け止め、そうした地震が起これば大事故が起る具体的な危険性がある、と指摘し運転を差し止めるべきだとした。北陸電力は控訴争うので、判決確定までは現状のまま運転が継続される、という危険な状態が続くことになる。この間に実際に事故が起ったら誰が責任をとるのか。東海地震が近いと言われる浜岡原発の裁判でも同様な判断ができることを期待する。

世界で原発回帰の動き

チェルノブイリ以来加速してきた世界の脱原発が、近年、再び原発エネルギーに回帰する動きが出てきている。理由は二つある。中国を初めインドなど人口の多い国の経済が活発化し、エネルギー消費大国になりつつあること。石油の寿命はますます短くなり、石油の値段が高騰している。米国のイラク戦争は、今後地球規模で起こる石油争奪戦争の始まりで

ある。石油に代わる新たな循環型エネルギーの開発が行われる一方で、手っ取り早く原発に頼る動きである。しかし、前回も指摘した通り、原子力もまた地下資源に頼る以上寿命は短かく、こうした刹那的な対応は未来につながらない。第二の理由（というより原発推進のいい訳だが）は、世界の地球温暖化対策が遅々として進まないことである。アメリカを中心に日本のようなエネルギー多消費社会が炭酸ガス排出削減を行わないかぎり、開発途上の国々に説得力をもたない。だから原発へ、と言うのは危険な賭けである。

大事故の危険性は目の前に

判決の前日23日、福島第二原発で重大な事故につながる配管のひび割れが見つかった。沸騰水型原発では古くから重大事故につながると言われてきた「再循環ポンプ」の直径60センチ、厚さ約4センチの配管の溶接部が前周にわたってひび割れていたのである。事前の超音波による検査で兆候が見つかったにもかかわらず、東京電力は配管を交換しなかったという。これは国の基準も無視している。同様のひび割れは、新潟県柏崎原発1号機でも見つかった。こうした安全性無視の意味はおのずと明らかである。小さな地震でも配管は破断し、炉心溶融の大事故につながる。不十分な耐震基準と安全無視の体質による運転が続く限りチェルノブイリの再来を覚悟しなければならない。20年経ってもチェルノブイリの教訓を忘れてはならない。（河田）